

過労死・過労自殺を増やす「企画業務型裁量労働制の拡大」に反対します

2015年3月26日

過労死等防止対策推進全国センター

代表幹事 川人 博、寺西 笑子、森岡 孝二

わたしたちは昨年6月に過労死等防止対策推進法（過労死防止法）が成立したことを受けて、過労死・過労自殺の防止に取り組んでいる民間団体です。

現在、安倍内閣は、「高度プロフェッショナル制度」と「企画業務型裁量労働制の拡大」を柱に、労働時間制度の大幅な規制緩和を強行しようとしています。わたしたちはすでに前者に対しては、一定範囲の正社員を対象に、残業代なしに、時間外・休日・深夜の別なく、労働者を無制限に働かせることができる制度であって、過労死・過労自殺を増加させる恐れが大きいという理由で、反対声明を公表しています。後者についても、現状でさえ同制度の適用労働者の過労死・過労自殺が後を絶たないことから、あらためて反対意思を表明するものです。

裁量労働制とは、業務の遂行方法が労働者の裁量に委ねられているという理由で、労働時間の計算を実労働時間ではなく、みなし時間によって行う制度です。これには「専門業務型」と「企画業務型」の2種類があります。今回、労働政策審議会で労働者代表委員の反対を押し切ってまとめられた骨子案では、「企画業務型裁量労働制」の対象業務が、従来の企画、立案、調査、分析を行う労働者にとどまらず、その実施状況の「管理・評価」を行う労働者、および「営業」を行う労働者に拡大されることになっています。

しかし、現状においても、裁量労働制の対象者の多くは、業務にほとんど裁量性がなく、過大な仕事量を与えられて、みなし労働時間を大きく超える長時間の拘束的勤務を余儀なくされています。現行の企画業務型裁量労働制に関する厚生労働省の資料によると、適用労働者の1日当たりの実労働時間が8時間以下の割合は19.1%にすぎず、8時間以上が80.7%を占め、8.8%の労働者は12時間以上働いています。実労働時間の把握は21.6%が「自己申告制」、42.6%が「不明」となっていて、「タイムカード・ICカード」と「PCログイン・ログアウト」による把握は、二つを合わせても34.1%にとどまっています。企画業務型適用労働者の間では「労働時間（在社時間）が長い」あるいは「業務量が過大」であることに不満を持つ割合が高いというデータも示されています。

現行制度でもこういう問題があるうえに、今回新たに対象にされようとしている「管理・評価」業務は、定義がきわめてあいまいで、企業の中核だけでなく末端や現場で管理・評価に携わる広範囲の労働者に適用される可能性があります。また「営業」業務は、これまで対象外とされてきた個別の営業活動を行う労働者にまで広げるもので、膨大な数の営業従事者に適用される恐れが大きいと考えられます。また今回、営業職などに裁量労働制を広げることは、ますます過労死・過労自殺を増加させる危険性が極めて高いうえに、年収要件による縛りがないために年収200万円でも対象とされ、「高度プロフェッショナル制度」よりはるかに多数の労働者に適用されるものと危惧されます。

裁量労働制が適用されている労働者については、労使協定であらかじめ定められた時間だけ労働したものとみなされ、みなし時間を超えて長時間労働を行っても「毎月勤労統計調査」の実労働時間には適正に反映されないという問題があります。これにくわえて、企画業務型裁量労働制が拡大されれば、今でさえ十分にできていない労働時間の適正な把握がますます困難になり、労働時間統計の正確性が著しく損なわれ、賃金不払残業をいっそう深刻化させる心配があります。

そのうえ、対象労働者に対する健康確保措置は、当該労働者に対する有給休暇（年次有給休暇を除く）の付与、健康診断の実施を言っているだけで、それぞれの内容は法律が通った後に厚生労働省令で定めことになっています。しかし、こういう羊頭狗肉の措置では長時間労働の歯止めにはならず、ましてや過労死・過労自殺を防止する保証にはなりません。

以上の理由から、わたしたちは、「高度プロフェッショナル制度」だけでなく、「企画業務型裁量労働制の拡大」についても強く反対します。

一般労働者の「平均的な者(しゃ)」の 法定時間外労働の実績

1日	1時間37分
1週	2時間47分
1箇月	8時間 5分

出典)平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)
出典資料をもとに長妻昭事務所で作成

平成30年2月13日 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料
パネルの写し

専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布

10時間以下計:68.1%		10時間以下計:68.3%		12時間超計:45.2%		12時間超計:8.8%											
		合計	平均 (時間分)	7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超16時間以下	16時間超17時間以下	17時間超18時間以下	18時間超	単位:%
				下	時間以下	時間以下	時間以下	時間以下	時間以下	時間以下	時間以下	時間以下	時間以下	時間以下	時間以下	時間以下	時間以下
専門業務型 裁量労働制	最長の者	100.0	12:38	7.3	3.5	3.2	8.3	8.9	15.5	12.3	12.0	6.7	5.4	5.8	2.7	8.5	
	平均的な者	100.0	9:20	9.9	13.6	21.7	23.1	12.6	8.4	4.6	2.7	1.7	0.8	0.3		0.5	
企画業務型 裁量労働制	最長の者	100.0	11:42	7.6	2.4	4.3	10.7	13.0	16.8	16.4	11.7	7.2	2.2	2.8	1.8	3.0	
	平均的な者	100.0	9:10	8.3	10.8	23.8	25.2	13.8	9.1	5.4	2.0	0.7		0.5	0.1	0.1	
一般労働者	最長の者	100.0	11:11		40.2			15.2	15.0	11.0	6.5	3.7	3.5	1.4	0.9	2.0	
	平均的な者	100.0	9:37		71.6			12.8	7.7	3.7	1.5	0.7	1.0	0.4	0.2	0.4	

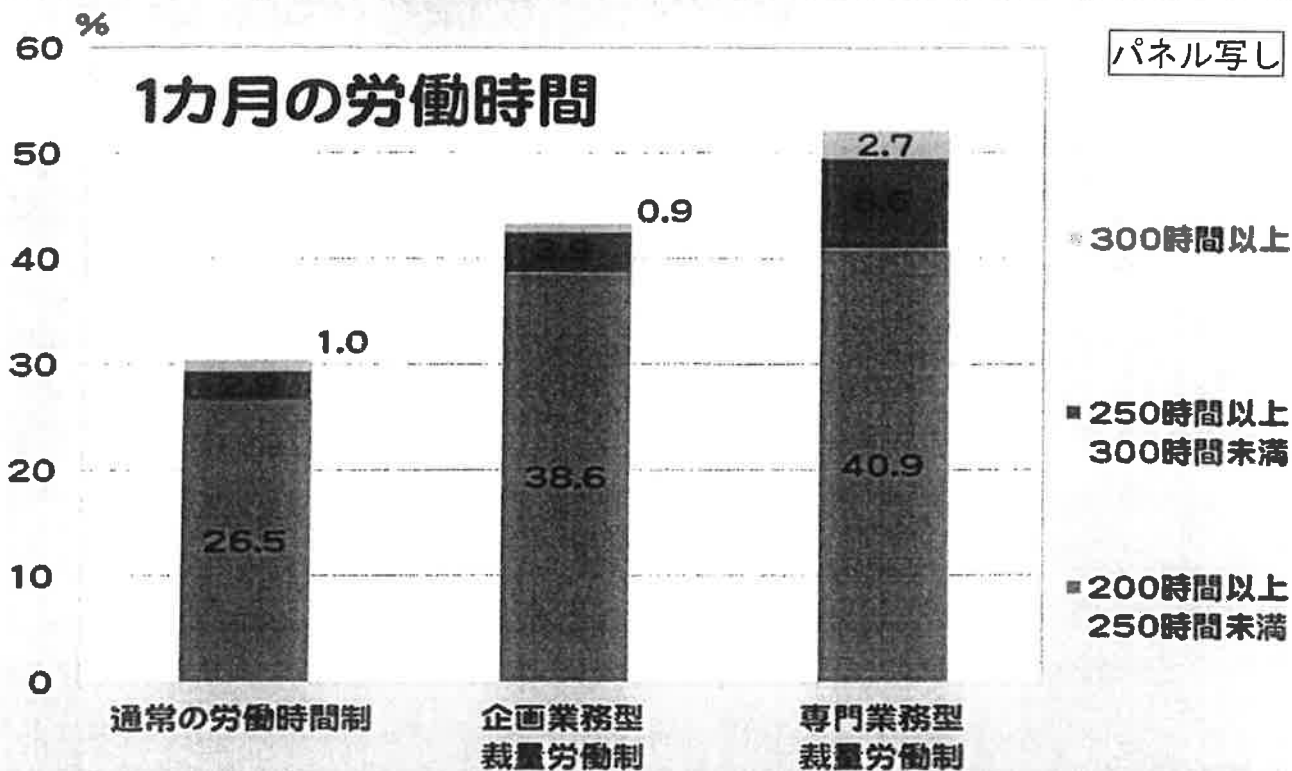
(注1)表は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示したもの。
 (注2)最長の者:調査対象期間における労働時間が最長の者のこと
 平均的な者:調査対象期間における労働時間が平均的な者のこと
 (注3)一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない。

12時間超計:29.0%

12時間超計:7.9%

パネル写し

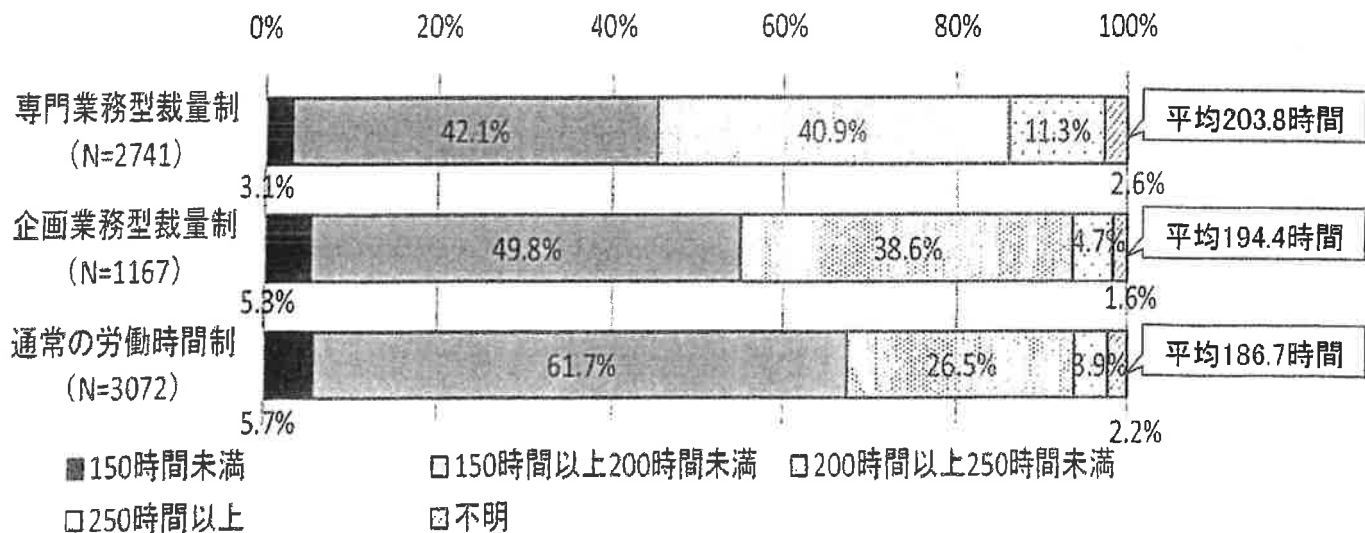
裁量労働制の方が労働時間が長い



出典：裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果労働者調査結果
(労働政策研究・研修機構2014年5月30日)より山井和則事務所作成

1ヶ月の実労働時間の比較

図表4-6 1カ月の実労働時間
—適用労働時間制度別—
(厚労省抽出分)



出所：(独)労働政策研究・研修機構「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果 労働者調査結果」より山井事務所にて作成

過労死シンポジウム

過労死のない社会をめざして

寺西 笑子

全国過労死を考える家族の会代表

11月17日、過労死等防止対策推進シンポジウムが池坊短大こころホールで開催され、100名を超える参加者がありました。寺西笑子さんが、「過労死を生みださない働き方とは」と題して講演をしました。要旨は以下の通りです。

はじめに

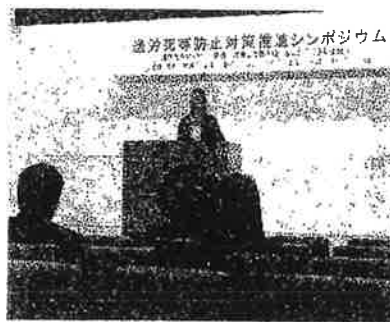
夫が死なされたところ、「過労死」はひとことでした。ところがある日突然、「まさか」と思っていたことが現実起こったのです。夫が過労自殺したことで私の人生は大きく変わりました。遺族になった経験をつまえ、きょうの話が、過労死問題に理解を深めていただく一助になれば幸いです。

夫の過労自殺

夫は21年前に過労自殺しました。49歳でした。料理人を目指して飲食店チェーンへ転職した夫の働き

方は恒常的な長時間労働でした。

夫は愚痴をこぼさず、しんどさをやりがいに変えて、懸命に働きコツコツと実績を積み上げました。そうしたががんばりが認められ、亡くなる3年前に、大型店舗の店長に昇進しました。達成困難なノルマを課せられ、営業など向かない仕事に追われる夫の労働時間は、月320時間〜350時間、2週間の連続勤務、年4000時間超えの長時間過重労働になりました。ノルマが達成できず、上からの叱責と降格人事を言い渡され、うつ病を発症しました。体調不良の訴



講演する寺西笑子さん

えも聞き入れられず、うつ病が悪化し飛び降り自殺をしました。たたかいと教訓

当時は、自殺の労災認定基準はなく行政は認めない、裁判しても難しいと、ほとんどの遺族は泣き寝入りしていました。「認定の可能性はない」と言われたら諦めようと、全国一斉「過労死110番」

へ相談しました。弁護士は「自殺の認定基準をつくるために頑張っている。一緒に頑張りませんか」その言葉に「認められないならやめよう」と考えていた自分を恥じました。たたかいは生きもの、自分でつかむプロセスが大事だととらえて前向きになりました。

それから4年後に夫の自殺は労災認定され、民事裁判を起こして会社側が過失を認め謝罪するまで10年9か月かかりました。しかし、夫が帰って来ることはありません。改めて、死んでからでは遅い、取り返しがつかないことを痛感しました。

過労死は、まじめで責任感が強い優秀な人が被災する極めて理不尽なことで、今も繰り返されています。悲惨な思いをする遺族をこれ以上つくってはならない、どうすれば夫は死なずに済んだのか考え、行動することをライフワークとしています。

過労死を生みださない働き方とは

多くの事業所で、労働基準法や労働安全衛生法などが守られていないのが現状です。過労死をなくすにはその温床になっている長時間過重労働、パワーハラスメントをなくす対策が急務です。ところがそうした法律よりも身勝手な就業規則や社訓、職場慣行が優先され、会社では、法律・人権など機能していません。また、上司から強制された自発性が求められ、理不尽な指示に逆らえない職場風土があります。

その一つが労働時間管理です。2017年1月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定されましたが、まだまだ「自主申告」が多くあります。自主申告は過少申告（サービスマン残業）を強要する黙示の命令とされ、私たちは罰則規定付き、厳罰化すべし

と考えます。こうした職場の改善には、労働組合にも責任あるのではないのでしょうか。長時間労働している人に目配りをし、職場単位で改善に取り組めば「過労死を生みださない働き方」につながると考えます。法律の罰則強化に頼るだけではなく、働かせる側と働く人の意識を変えることが求められます。そもそも残業をしなくても一日8時間働けば普通に生活できる賃金体系の確立が必要であり、包括的な取り組みが急がれます。

「働き方改革」の問題点・懸案事項

平成30年の通常国会で政府が押し進めている「働き方改革」が上程されます。私たちは残業時間の上限の見直しを強く望んでいます。なぜなら、原則、月45時間、年360時間としながらも特例を設け、月80時間、繁忙期100時間未満、年720時間（休日労働含む）と960時間を法律に明記します。

これは過労死ラインを合法化するもので、労働時間が週60時間以上になる労働者ゼロをめざすという過労死防止法に逆行するものです。さらに1日、1週間の上限規制はなく、1日7〜8時間もの残業が1週間連続しても違法ではなくなるからです。危機管理の甘さ、濫用の危険があり過労死防止法違反と言わざるを得ません。

また、高度プロフェッショナル制度の創設、企画業務型裁量労働制の拡大には、どちらも残業の概念はありません。労働時間管理が曖昧になり、成果を求められることで長時間労働を助長するもので、過労死しても自己責任になりかねず容認できません。

そして、4つの業種、①建設業 ↓2024年（施行5年後）②自動車運転業務 ↓2024年に年960時間（月平均80時間）③研究開発 ↓適用除外④医師 ↓2019年ごろに上限規制について検討。2024年を目途に適用するとの

こと。危険な職場が先延ばしにされたことが問題です。
過労死のない社会をめざして

過労死は人災、劣悪な働き方をすれば誰にでも起こります。ひとごとではありません。「睡眠時間」「家族と過ごす時間」「自分の自由な時間」の確立を。いのちより大切な仕事はありません。まじめに働く人のいのちと健康を守るために、過労死のない社会をめざしてともに考え、行動して頂くことを切に願っています。

過労死等防止対策推進



あいさつする過労死防止京都連絡会の中嶋さん

夫はこの制度の先取りで過労死した

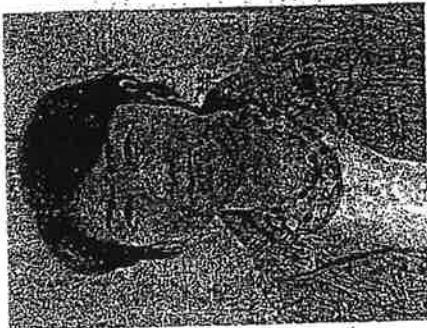
全国過労死を考える家族の会代表 中原のり子さんに聞く

安倍政権は一連の労働法制の改悪案を国会に提出しようとしています。そのうちのひとつ「高度プロフェッショナル労働制」は、一定の正社員を対象に、労働時間の規制を取らない「時間無制限」に働かせるものです。残業代も休日・深夜手当もいっさい払わなくてよくなることから「残業代ゼロ法案」とも呼ばれます。日本の長時間労働は拍車をかけ、「過労死が激増する」というつよ批判があがっています。

夫を長時間労働による過労自殺でなくした中原のり子さんに話を聞きました。

新しい白衣に着替えて、勤務する病院の屋上から身を投げ、亡くなりました。44歳でした。都内の民間病院で小児科医として働いていた夫は、月5、6回、最多8回の当直をこなしていました。当直といっても救急患者や入院患者の異変があれば対応しなければならず、ほとんど眠れぬままに朝を迎え、そのまま日勤をこなす32時間連続勤務です。

病院は東京都指定の救急医療機関でもあり、365日24時間体制の小児科を9人の医師で回っていました。夫は誰よりも多く当直をしていました。2月に部長が退職、部長代行になり、いつそ



私たち遺族は深い悲しみの中でも、二度と遺族をつくるわけにはいきません。過労死防止法をつくる運動にまい進してきました。その訴えが実現し、やっと過労死等防止対策推進法が参議院で全会一致で成立したのは昨年6月20日。ところが、その3日後に安倍政権は労働時間規制を取り払う制度を盛り込んだ新成長戦略を閣議決定しました。遺族の思いがふみにじられた悔しさでいっぱいです。

32時間連続勤務

夫・中原利郎は1999年8月16日の早朝、真

う重症がかりました。各診療科の部長が集められた会議で、小児科の病床の稼働率を上げるようはつばをかけられたそうです。まだまだ収益が上がるらないと、医局ごとの大学病院系列の医師に交代させる」といわれたことも重くのしかかっていたようです。小児科は、泣きで眠れる子をなだめ、不安をとりのぞいて診察、治療をしなければならず、時間も手間もかかり不採算になりがちです。また、子どもはなるべく家で療養したほうがいいという考えの夫が、ベッド稼働率を上げるために本意にも入院を増やしたりしたこともストレスになったと思います。

夫の様子が目に見えて変わりだしたのはその年の初めごろでした。帰宅時は重い体をひきずるようになり、痛む痛風の足を冷やしていました。子煩悩な人なのに家族に当たり散らすようになり、医学部志望の高校生の長女に送られてきた大学医学部のパンフレットを引き裂いたこともありました。見かねて休むようすすめましたが、待つている子どもたちがいるといつて出かけていきました。

最期の手紙

夫が亡くなった日、小児科部長室の机に夫が書いた一通の書類が残されていました。「少子化と経営効率のはざままで」と題され、国の医療費削減のもとで採算のとれない小児科がまず切り捨てられる現状を嘆き、「医療の第一線は瀕死の重症におちこっています」と記されていました。そして「この閉塞感の中で私には医師という職業を続けていく気力も体力もありません」と結ばれていました。

これとは別に、親戚あてに前日投函した手紙もありました。「不眠・不整脈、視力の衰え、精神的にも身体的にも限界を超えてしまいました」で始まるものです。最後には「のり子、私にとりては天女のような存在でした」と書かれ、手ごもり人の名前が…。どんなにか無念だったことでしょうか。

私は夫の「過労死」が認められれば、夫が訴えた小児科医療現場の惨状を社会に伝えられるかもしれない。これ以上小児科医を殺さないで―と

りしめるしかないと考え、過労死防止法制定をもとめる運動をはじめました。集めた署名は55万筆。国会議員全員に一人一人内容の違う要請書をファクスし、何度も訪ね、私たちの声を聞いてもらおうと必死でした。地方議会へも、国に法の制定をもとめる意見を出すよう働きかけました。国連でも訴え、2013年には日本政府に対策をとるよう勧告がだされました。こうしてやっと過労死防止法ができました。法には政府が過労死対策にとりくむことを明記し、実態を調査・研究する、啓発や相談体制の整備をおこなうというものです。理念法といわれ、具体的な対策の中身を定める大綱はいま作っている最中で、私たちが法律に「魂」を入れるために全力をつくしているところです。

無制限の労働で過労に

私は厚労省の労働政策審議会にもずっと傍聴に行っていますが、この高度プロフェッショナル労働制を知って、夫は先取的にこの制度のわなにかかったのだと思いました。制度が適用されるの

折るような気持ちで、労働災害の認定をもとめて訴えを起こしました。その後、病院を相手どり、安全配慮義務違反を問う民事訴訟を起こしました。

過労死遺族が立ち上がり

客観的な証拠や証言を集めて、労災認定をかちとるまで8年、民事訴訟は最高裁で和解が成立するまで11年かかりました。私には夫が残してくれた土地や家、私自身の仕事があり、なんとか裁判をすることができましたが、泣き寝入りする遺族もたくさんいます。私は裁判が一段落したところで、全国過労死を考える家族の会の活動にとりくみました。過労死した人たちは、夫と同じように責任感がつよく、プロフェッショナルな仕事をしている人たちはかりで、いたたまれない思いでした。もちろん労災認定は大事ですが、お金をいくらもらっても、失われた命はかえりません。ほんとうに悔しく、いまも夫の無念を思うと涙が出できます。

私たちは過労死をなくすには法律をつくってと

は年収1075万円以上とのことですが、高収入だったら長時間労働に耐えられるわけではありません。夫はタイムカイトもない職場で、無制限の労働に追い立てられ、過労死しました。年収は1075万円を超えていましたが、使用者と対等にわたりあえるところが、収益を上げると経営陣からも追われ、医師不足を訴えてもかき入れず自分が勤務することその足を埋め、「おれは馬車馬のように働かされる」「病院に殺される」といながら、みずから死を選ぶほどに過労におちいったのです。

こうした実態が、高度プロフェッショナル労働制が導入されればすべての職種に広がります。そしていまは適用が年収1075万円以上でも、いったん導入されたら政令でどんどん下げられ、対象が広がっていくでしょう。

私たちは過労死をなくしたいという願いで運動をつづけてきましたが、これは過労死防止どころか過労死を広げるものであり、絶対に実施させてはならないと思います。



遺影に使用したもの

佐戸 和 七ヶ月前に取った旧の休暇の姿。

佐戸 恵美子



TEL/ FAX 03-3314-3553 (携帯 080-3559-5720)

E-mail emikong1865@yahoo.co.jp

非公表要望「事実でない」

遺族側調査 残業は月209時間

NHK首都圏放送センターの記者だった佐戸未和さん(当時23)が平成26年7月に過労死した問題で、佐戸さんの両親が13日、記者会見し「遺族側の要望で公表を差し控えていた」とNHKの説明は事実でない」と反論。再発防止のため局内の周知徹底と自発的海外公表を求めていくことを明らかにした。

佐戸さんの父親は「NHKが4日に公表したが、事実誤認がある」と強調。「公表の話をしたことがない。死(直後)は考えざるを得なかったというのが事実。NHKが遺族の心情を寄り添っていると感じたことは今までない」と断じた。

また労働基準監督署の認定で、亡くなった直前1カ月の時間外労働は159時間上ったが、遺族側が勤務記録を調べたところ、この月は209時間、その前月が108時間と過労が常態化していたという。佐戸さんは17年に入局し、職場でストレスが激しかった遺族側と対面した。

年	月	日	NHK記者過労死の経緯
平成	4		佐戸未和さんがNHKに入局
17			鹿児島放送局に勤務
22	7		東京・首都圏放送センターに勤務
25	6		都議選報道にかかわる
	7		参院選報道にかかわる
	24		都内の自宅で急死
26	5		渋谷労働基準監督署が労災認定
29	10	4	NHKが過労死を公表
	13		佐戸さんの両親が反論会見

NHKは「(両親には)過労死を防げなかったことを心からおわび申し上げます。(両親の)思いを真摯に受け止め、働き方改革に不断の取り組みを行ってまいります」とコメントした。

記者過労死 両親がNHKに反論



佐戸未和さん(遺族提供)

火葬前、婚約者から指輪

佐戸未和さんは、結婚することになっていた。茶髪に付けた髪飾り、婚約者の男性が遺族に指輪を届けたという。両親が明らかにしている。母親は「心から喜ぶ。母親一生懸命に育ててくれた。両親が生まれたのが31歳のとき。同じ31歳で

最後のメールは「パパありがとう」

最後のメールは「パパありがとう」

最後のメールは自身の誕生日の翌日だった。誕生日には取材相手を訪問する「夜行バス」に乗った。トートバッグには「パパありがとう」とあったという。

死後、NHKの関係者から「記者の仕事は個人事業主のようなので、休憩も、出勤時間も自由でいい」と言われた。父親は「後には無理な仕事、結果的には健康被害を強いて過労死に繋がった。親としてやり切れない。もし過労死で亡くなったことがなかったら、どうしていいかわからなかった」と訴えた。

31歳NHK記者過労に消えた笑顔

遺族「検証、教訓共有を」

公共放送のNHKで、選挙取材の最前線にいた31歳の記者が過労死していた。愛する娘を失った遺族は、過労死の事実を局内で共有し、再発防止に全力を尽くすようNHKに求め続けてきた。



13年7月に亡くなったNHK記者、佐戸未和さん。遺族提供

編集にかかわるラジオのニュース番組に参加していた。就職活動で第1志望のNHKから内定が出た時は母子で「やったね」と手を取り合った。

泣き言や弱音をめつたに吐かない性格の佐戸さんから心配なメールが届いたのは13年6月27日、佐戸さんの誕生日の翌日だった。父からのお祝いのメールに対して、こう返信があった。

「忙しいしストレスもたまると、1日に1回は仕事を辞めたいと思うけど踏ん張りどころだね」

6月14日都議選告示、23日投開票。7月4日参院選告示、21日投開票。NHK首都圏放送センターで都政を担当していた佐戸未和さんは2013年夏、立て続けに選挙の取材に走り回っていた。遺族によると、候補者と陣営関係者への取材、演説の撮影や録音、候補者の獲得票数を局内で予想する「票読み会議」への出席などで多忙を極めた。

末に横浜放送局への異動が決まっており、前日の23日は勤務終了後に送別会に参加していた。翌24日未明に都内の自宅に帰宅した後に倒れたとみられる。佐戸さんと連絡がつかないのを不審に思った親しい友人が25日に自宅を訪れ、ベッドで倒れているのを見つけた。

「明るくいつも笑顔で、ヒマワリの花のような子でした」。佐戸さんの母の悲しみはとりわけ深い。一橋大在学中からメディアの仕事に関心をもち、大学生が

「未和がいなくなり、体半分がもぎとられたような気持ち。心から笑える日は一生来ないと思う」

娘が亡くなって4年、両親は「NHKは未和の死のけじめをつけていない。このままでは未和の死が風化し、葬り去られる」と懸念を抱いていた。

昨年までは、7月24日の命日にNHKの幹部が弔問に訪れていたが、今年の命日には連絡もなかった。この間、広告大手・電通の女性新入社員が過労自殺をきっかけに過労死問題が社会的関心を集め、NHKも電通の事件を含め、この問題を手厚く報じてきた。しかし、局内で起きた過労死について対外的に公表してこなかった。

労災認定から3年 公表し放送

参院選の期間中に計3回、夜7時から全国放送される「ニュース7」などで東京選挙区の選挙戦をリポートしていた。死亡したのは、参院選の投票日から3日後の7月24日ごろ。同月

午後0時過ぎまで働いていた日が15日もあった。時間外労働(残業)は死亡前の1カ月で159時間。その前の1カ月も146時間。

「1カ月100時間」「2〜6カ月平均で80時間の残業

労災認定から3年以上経ってNHKが佐戸さんの過労死を公表したのは、今夏以降、両親が佐戸さんの死を風化させないための取り組みをNHKに強く要望してきたからだ。

遺族はNHKの幹部から、佐戸さんの死後、長時間労働対策を進めているとの説明を受けてきた。しかし、娘の元同僚から今夏、対策は始まったが、そのきっかけに局内の過労死があ

ったことは職員には周知されていないと聞かされた。両親は、再発防止につなげるために娘の過労死の事実を局内で周知徹底することや、自発的な対外公表を求めてきた。公表の時期や方

最後、キャスターがカメラに向かって「このことをきっかけに記者の勤務制度を見直すなど働き方改革に取り組んでおり、職員の健康確保の徹底をさらに進めてまいります」とNHKのコメントを読み上げた。放送時間は約2分だった。

（坂内昇平、磯川凌）

「NHKは4日午後9時半ごろ、総合テレビの番組中で、現場でマイクを握る佐戸さんの写真を映しながら、職員が過労死について初めて報じた。「二度と同じようなことを起こさない」という決意を組織内で共有し、改革の徹底を図るため、全職員に伝え、外部に公表することが必要だと判断した」と、報道に踏み切った理由を説明した。

「NHKは4日午後9時半ごろ、総合テレビの番組中で、現場でマイクを握る佐戸さんの写真を映しながら、職員が過労死について初めて報じた。「二度と同じようなことを起こさない」という決意を組織内で共有し、改革の徹底を図るため、全職員に伝え、外部に公表することが必要だと判断した」と、報道に踏み切った理由を説明した。

「NHKは4日午後9時半ごろ、総合テレビの番組中で、現場でマイクを握る佐戸さんの写真を映しながら、職員が過労死について初めて報じた。「二度と同じようなことを起こさない」という決意を組織内で共有し、改革の徹底を図るため、全職員に伝え、外部に公表することが必要だと判断した」と、報道に踏み切った理由を説明した。

「NHKは4日午後9時半ごろ、総合テレビの番組中で、現場でマイクを握る佐戸さんの写真を映しながら、職員が過労死について初めて報じた。「二度と同じようなことを起こさない」という決意を組織内で共有し、改革の徹底を図るため、全職員に伝え、外部に公表することが必要だと判断した」と、報道に踏み切った理由を説明した。

実質時間外労働時間は直前10月間は209時間、直前の9月は188時間

働き方のゆくえ

男性は服飾関連で名古屋に勤めていた横濱市の山下昭之さん(52)。2009年6月、海外出張から帰国後、くも膜下出血で倒れて意識がなくなり「会社が労働環境を悪くしたため」として損害賠償を求めた。

山下さんの主張は、同月4月の東京地裁で、

平均残業時間10時間未満と主張。双方の言い分は真向かい立する。

高校卒業後に入社。営業職を担ぎ、20年ほどから横濱の企画、韓国や中国といった

6月中旬、東京地裁の法廷で、山下昭之さんが証人尋問の証言を述べた。山下昭之さんは「裁判断に期待する」と述べ、男性は「長時間労働を許さないよ

は月150時間超えた。多い時は年間900日海外出張。深夜まで勤務。損害の求める範囲にすぎない。日記でも取引先や同僚からの電子メールに返信した。上司に「でる人がやればいい」とハッパを掛けられたこともあった。

一方、会社側は「山下

“自由な働き方”どこに

ゾの工場への委託。製品販売までを担った。会社側は訴訟の準備期間で「貿易の第一人者」と記した。

だが光栄は「会社人生は暗転。懸命のやり方だった。私は後悔したが、正直ながら、嘱託社員にならざるを得なかった。12年には1年分の業務に

時間はおぼろげな自由。政府が成金融資に盛り込んだ新たな制度は、残業と支払いなどの労働時間規制の適用を外し、時間ではな成業に応じた資金を貸付は認められた。会社側は労働時間管理する必要がある。対象者の一つは年収1千万円以上だが、緩和されれば、倒れる前の年収が約800万



くも膜下出血で倒れた山下昭之さん(52)日、東京

田だったという山下昭之さんの立場の人も対象に含まれる可能性がある。

山下さんは労働基準監督署に訴え申ししたが不審定になり、国に訴え申しを訴える訴訟も起した。海外出張では通業業務の合間に新たな取引先を確保するなど、自主的に取り組んだ仕事も多かった。金銭はいい預金を積み出すためだったのだ。

働き方が厳格化するこの国で、生活に追いつけぬという声に、これだけの「自由」があるのだろうか。

× × ×

導入される新たな制度は「ポイントカード・エッセンス」に似て、業主が労働時間管理から手を引く、日本の労働環境を改善させる可能性がある。現場の声から影響を察した。

失明、過労原因と認めず一服脚会社解雇の男性敗訴

2015/03/13 共同通信ニュース 450文字

海外出張頻度が高く、くも膜下出血を発症して失明し、解雇された横濱市の山下昭之さん(52)が「発症は過労が原因だ」として、勤務していた服飾関連会社側(約1億3千万円の損害賠償を求めた訴訟)の判決で東京地裁は13日、請求を棄却した。

海外出張の業障の重さや、深夜早朝のメール対応が勤務時間として認められるが、争点だった。松井英隆裁判長は「海外での移動時間は自由に過ごせる上、仕事も国内での業務と大きく違わない。メール対応も会社が指示したものであれば、それは認められ、原告側の主張を全面的に退けた。原告側は控訴する方針」

判決によると、山下さんは2009年6月に発症し、11年5月に復職したものの、翌年4月に業務に支障があるとの理由で解雇された。

倒れる直前にはソウルや上海への海外出張が重なっており、11年6月には労働基準監督署に労災申請したことが認められた。

判決後、記者会見した山下さんは「今までやってきたことが認められず、非常に残念。今後、私のような人が増えるのを防ぐために、政府がもっと働き方改革を」と話した。

裁量労働制で月給25万円以上はわずか1割！ 低賃金でも「残業代ゼロ」(今野晴...)

ごとく、4.3年の求人票のうち、「基本給」として提示されたものの一番低いものを抽出し(例えば「基本給21~28万円」とあれば、21万円)、並べてみたのが、以下の表だ。

基本給	件数	全体の割合
10万円から14万9999円	3	7%
15万円から19万9999円	26	60%
20万円から24万9999円	10	23%
25万円から29万9999円	3	7%
30万円以上	1	2%
計	43	-

※同一企業内で異なる職種がある場合は平均

基本給10万円台が6.7%、25万円未満が9.0%以上である。15万円未満の3件については、一部のアルバイトの就業時間で計上すると最低賃金以下になっている。最低賃金違反の可能性を疑われる。

「残業ゼロ」、「定額限外超過」が正当化されるにもかかわらず、その反面はまったく見合っていない。過度の労働者というよりも、「普通の労働者」に適用され、過度の要求が強いられるケースが多いことが推察される。

なお、本記事を掲載した2018年1月30日時点においては、求人票の内容はいくら入られ替わってしまっているか、25万円未満が依然として高水準であることには変わりはない。

裁量労働制なのに、最低賃金以下？ ウェブプロモーション企業の事例

次に、裁量労働制の件に取り組み「裁量労働制ユニオン」が争議中の事業から、低賃金の裁量労働制の具体的な事例を紹介したい。

一例目は、東京都世田谷区にあるウェブプロモーションを事業とする企業で、残業中の未払い分の支払いを求めて、2人の元従業員が同ユニオンに加盟したケースである。

ユニオンによれば、彼らは契約時にはじめて裁量労働制であると説明を受け、入社前に見た求人と異なる労働条件で働かされていた。募集当時の求人情報では、月給20万円と表示されていたが、実際の給料は基本給が14万5600円(一応、これに2割増しの増割引算、10時間分の深夜割増として固定残業代が4万4400円加算される)という条件だった。

東京別の最低賃金は時給907円(当時)だったため、基本給の最低賃金違反が疑われた。しかし、歩合給の最低保証額が1万円あったこと、会社が月の所定労働時間を162.4時間と基準化したことから、最低賃金法違反にはならなかった。とはいえ、その条件を突き付けても時給5.8円となってしまい、最低賃金とまで落とされていない点だ。

一方で、彼らは深夜4時間まで働くことまであり、長いときで月の残業が100時間を超えらるなどの長時間労働。さらに会社から深夜や休日にメールで業務の進捗があり、彼らは片時も休めなかったという。

同企業は、会社労働基準法違反から労働基準法37条違反(賃金未払い)で真正動向を要している。

出所：今野晴貴「裁量労働制で月給25万円以上はわずか1割！ 低賃金でも「残業代ゼロ」

【朝日新聞夕刊 2002/9/27】

裁量労働制下の過労自殺、遺族主張認め労災認定 平塚労働基署

労働時間を自由に決められる裁量労働制で働き、99年12月に自殺した神奈川県平塚市の会社員、諏訪達徳さん(当時34)について、平塚労働基準監督署は27日、「長時間労働でうつ状態になり自殺した」とする遺族の主張を認め、労災と認定した。労働時間の確定が難しい裁量労働制のもとで「過労自殺」が労災認定されるのは極めて珍しい。

平塚労働基署は、会社の最終退出者名簿や元同僚からの聞き取り調査から「(労災と認定するに)相当な恒常的な長時間労働があったと推定できる」と判断した。

諏訪さんは神奈川県平塚市の大手建設機械メーカー、コマツに84年、研究員として入社。14年間は主に機械設計部門にいたが、98年9月にレーザー開発部門へ異動。ほぼ同時に「フリータイム制」と呼ばれる裁量労働制で働くようになった。

遺族側によると、諏訪さんは厳しい納期を設定され、サービス残業を強いられた。亡くなる前の半年は1日の勤務時間は10～19時間に及んだ。研究開発以外にも部品購入や営業を担当し、顧客の苦情も受け付けていた。

99年12月16、17日は午前3時前後まで残業し、週末をばさみ、20日朝、出勤前に自殺した。

<コマツ広報・IR部の話> 社員の健康管理には十分留意してきたつもりだが、労基署の判断を厳粛に受け止めたい。ただ、裁量労働制は一定の経験を積んだ社員に同意の上で適用しており、押しつけているわけではない。

たっちゃん起きて、九時ですよ 藤山晴枝著

たっちゃん起きて！ 九時ですよ

藤山晴枝著



新編 1000円

たっちゃん起きて、九時ですよ。藤山晴枝著。この本は、たっちゃんという子猫の生活日記。毎朝の起床シーンや、食事の時間、遊びの時間などが丁寧に描かれている。作者の観察眼と繊細な筆遣いが、読者の心をつかむ。

二日後の労働不支給決定

労働部から労働者に、労働不支給決定の通知が送られた。

労働部は、労働者の労働不支給決定の通知を、労働者に送った。労働者は、労働不支給決定の通知を受け、労働部に対して異議を申し立てた。

労働部は、労働者の労働不支給決定の通知を、労働者に送った。労働者は、労働不支給決定の通知を受け、労働部に対して異議を申し立てた。労働部は、労働者の労働不支給決定の通知を、労働者に送った。

労働部から労働者に、労働不支給決定の通知が送られた。

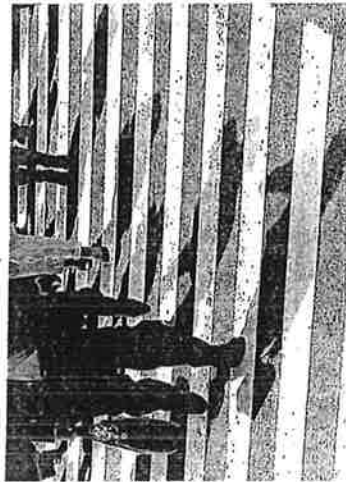
労働部から労働者に、労働不支給決定の通知が送られた。

労働部は、労働者の労働不支給決定の通知を、労働者に送った。労働者は、労働不支給決定の通知を受け、労働部に対して異議を申し立てた。労働部は、労働者の労働不支給決定の通知を、労働者に送った。

労働部から労働者に、労働不支給決定の通知が送られた。

営業職も年収ダウン？

営業職の年収はここ数年、減り続けている。営業職は「営業職は年収が落ちている」といわれている。営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。



営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。



営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。

営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。営業職の年収が落ちているのは、営業職の年収が落ちているからではないか。

「名ばかり管理職」より広い対象

「名ばかり管理職」は、管理職の職名を名に過ぎない管理職を指す。実際には、管理職の職名を名に過ぎない管理職を指す。実際には、管理職の職名を名に過ぎない管理職を指す。実際には、管理職の職名を名に過ぎない管理職を指す。

裁量労働制の「ナ」

各制度における	裁量労働制	一般労働者
割増賃金	×	○
休憩時間	×	○
休日	×	○
退職金	×	○
家族手当	×	○
住宅手当	×	○
育児手当	×	○
介護手当	×	○

「定額働かせ放題」



「残業代ゼロ法案」などと呼ばれる労働者保護法案。最近の労働法改正について労働新聞から「残業代ゼロ法案」に批判が強い。改正案には、ほかにも大きな問題がある。「みなし労働」を認めるための残業代が支払われない裁量労働制の拡大だ。一般の労働者も長時間労働を強いられた上、年収ダウンに苦しむことになる。労働団体などは「まず過労死防止を図ることが先だ」と懸念する。(須田秋、三原典文)

「裁量労働制」とは、労働者の就業時間や勤務場所をあらかじめ定めておくことなく、業務遂行のために必要な労働時間や勤務場所を自由に決められる労働者を指す。この制度は、労働者の就業時間を自由に決められることを認める一方で、労働者の健康被害を防ぐための措置を講ずることが求められる。改正案の柱の一つが、裁量労働制の拡大だ。裁量労働制の拡大は、労働者の就業時間を自由に決められることを認める一方で、労働者の健康被害を防ぐための措置を講ずることが求められる。

「裁量労働制」は、労働者の就業時間を自由に決められることを認める一方で、労働者の健康被害を防ぐための措置を講ずることが求められる。改正案の柱の一つが、裁量労働制の拡大だ。裁量労働制の拡大は、労働者の就業時間を自由に決められることを認める一方で、労働者の健康被害を防ぐための措置を講ずることが求められる。

「残業代ゼロ法案」に潜む思惑。改正案には、ほかにも大きな問題がある。「みなし労働」を認めるための残業代が支払われない裁量労働制の拡大だ。一般の労働者も長時間労働を強いられた上、年収ダウンに苦しむことになる。労働団体などは「まず過労死防止を図ることが先だ」と懸念する。

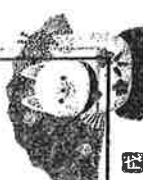
8 2018年2月15日 衆議院予算委員会 山井和則 配布資料

全国過労死を考える家族の会ニュース第73号

【発行】 全国過労死を考える家族の会 (2018.1.15 発行)

【事務局】 東京駿河台法律事務所内 電話 03-3234-9143

東京都千代田区神田神保町2-3-1 岩波書店アネックス7階



「心を一ひとつにし、過労死ゼロの社会をめざして前進を！」

1. 【第30回「全国家族の会」統一行動開催】

去る11月8日、東京・中央シンポジウムの開催日程に合わせ統一行動をおこない、約50人が結集しました。厚生労働省と地方公務員災害補償基金本部へ団体要請書を提出し、過労死被災者の救済と過労死の根絶を求めて要請しました。深刻なのは、18歳、20歳、26歳、31歳という若者が上司の暴言、職場のイジメ嫌がらせ、新人に過大な責任ある仕事を命じるなどバタバタを明け自死に追い込まれた訴えが多くあり、国へバタバタ防止対策の改善を強く求めました。終了後、小雨降るなか厚労省前にてピラミッドデモを行い、お父さまを亡くされた親御さん4人が訴えました。

翌日、「全国家族の会」総会において、すべての議案は採択され新たにスタートしました。この一年間に、東九州家族の会、神奈川県家族の会、福岡家族の会、四国家族の会が結成され、同じ埼玉同士の会が動かし合っていてええ合う拠点が増え全国家族の会は16カ所になりました。(各ページにて担当者が報告)

2. 【過労死防止法の到達と課題】

過労死防止法は施行され3年が経過し、防止法の第14条・附則「3年後の見直し」を迎えています。過労死防止法の4つの柱、①調査研究は、「白書」が発表され、②啓発は、全国48カ所で開催シンポジウムの実施、学校へ過労死の事前講義も各地で実施され家族の会は社会へ長時間過重労働による害を囁かし発言を訴えてきました。③相談体制の整備、④民間団体の活動支援についても被災者の早期救済に向けた対応や意見交換会など取り組みが進み家族の会の役割を果たしているところがあります。しかしながら過労死は増え続けている現状に私たちの活動だけでは限界があり、過労死防止法の大幅な改訂が「過労死等をゼロにし、健康で充実に働き続けることのできる社会へ」を構築するには、過労死の要因への対策と関連した預行法の改善に結び付ける実効性ある内容にしていけることが今後の課題と考えます。

3. 【心を一ひとつにし、過労死ゼロの社会をめざして前進を！】

今年度で政府が進める「働き方改革」には懸念事項があり重要な局面を迎えます。残業時間上限の過労死ラインを合法化。労働時間規制の対象からははずす高度プロフェッショナル制度の創設と年収要件がないことで若者がターゲットにされる裁量労働制の拡大、この二つは労働者を定額で動かす課題に、過労死しても自己責任になりかねないとするものです。過労死根絶はまだ道半ば、実効性ある改善策が何一つとして進んでいない中、緩和することさらに過労死は増え続けることになり、私たちの大切な家族が過労死した教訓が活かされたいに怒りが禁じられません。政府が推進した「働き方改革」は過労死防止法に逆行するもので、私たちがこの改訂の問題点に警鐘を鳴らすものです。以上のような局面を迎え、今年も、心を一ひとつにし、過労死ゼロの社会をめざして、あゆみを進めてまいりましょう！

(寺西 笑子)

11/8 厚生労働省要請



《全国過労死を考える家族の会総会 報告》

日時 11月9日(木)午前9時~12時

場所 平和と労働センター全労連会館 8階第1会議室

【総会】進行・中上 世話人代表挨拶・寺西 議長 中上 書記 小池 (大阪)

(1)2016年度活動報告(寺西) (2)2016年度決算報告および会計監査報告(杉林)

(3)2017年度活動計画案(寺西) (4)2017年度予算案(杉林)

【2017年度世話人】

代表世話人：寺西笑子 (京都)

会計：杉林和子(名古屋) 鈴木美穂(名古屋) 会計監査：伊佐間佳子(名古屋) 藤田聡美(名古屋)

各地代表：菊池樹子(北海道) 前川珠子(宮城) 原坂忠史(山梨) 小池重子(長野) 中原のり子(東京) 工藤祥子(神奈川) 尾崎正典(静岡) 内野博子(名古屋) 中島清美(京都) 小池江利(大阪) 西垣通世・森川えみ(兵庫) 中上裕章(岡山) 三浦一彦(山陰) 久保直純(四国) 江崎洋(福岡) 桐木弘子(愛知県)

【2017年度事務局】

寺西笑子(世話人会事務・総会資料・活動全般) 杉林和子(会計業務) 内野博子(厚労省要請・全国ニュース印刷発送・総会資料印刷・意見交流会担当) 工藤祥子(地公災要請担当) 野本幸治(全国ニュース編集) 渡辺しのぶ(意見交流会担当) 木谷晋輔(OP 管理)



【交流会】進行・西垣通世
今年度は、例年のユースホステルの会議室が使用できず、平和と労働センター全労連会館の会議室をお借りし、総会を行いました。全国各地から39名の会員参加があり、新しい参加者も多くありました。最近には特に若い方の参加が目立って多くになっており、過労死等防止対策推進法施工後も毎年新しい過労死事件が発生し続けています。今回も毎年にとり家族の会活動に携わられた会員の参加もあり、皆で有意義な交流が行われました。(小池江利)

《厚生労働省要請の報告》

2017年11月8日、9時50分に弁護士会館5階に集合して簡単な打ち合わせ後、10時10分に移動し、10時20分より厚生労働省にて要請行動を行いました。今回は一階の会議室でしたが例年より狭く、参加者が座りきれませんでした。

まず、全国家族の会と過労死弁護団全国連絡会議からの要請書を寺西代表から厚生労働省に手渡して要請が始まり、厚生労働省の村山課長から「過労死防止法が成立してちょうど3年。11月は過労死防止月間でもあり、皆様と一体となって取組みをしていきたい。」と挨拶がありました。

全国からの個別要請は文書のみを含め19名で、大きく3つに分けて玉木弁護士の主導、解説の下で要請をしました。



・精神疾患、過労自死の労災認定基準の改善について…川さん（北海道）、Sさん（大分）、Mさん（兵庫）、Sさん（大阪）、Nさん（大阪）、Yさん（愛知）、文書のみがKさん（大阪）、Oさん（愛知）、Sさん（愛知、兄代筆）

・過労死「脳・心臓疾患」の労災認定基準の改善について…Iさん（長野）
・各労働基準監督署等の請求に対する調査、対応等について…Tさん（香川）、Kさん（埼玉）、Kさん（東京）、Sさん（静岡）、Kさん（埼玉）、Oさん（大阪）、文書のみがKさん（大阪）、Gさん（大阪）、Tさん（鳥根）

今年31才以下の過労死が6人おられました。若者を使い捨てにする社会は許せません。
「過労死等防止を考える議員連盟」から山井和則衆議院議員が参加され、「今日来られている全員の労災を認めてほしい。ご家族の言い分が、100%正しいに決まっている。立証責任は会社側にあるべき。高プロ制度などは過労死の証拠が残りにくくなる。そんな案はいけない！」と感情を込めて話されました。最後に寺西代表が「過労死が繰り返されている中で『働き方改革』が出されようとしている。突出した過労死の状況を改善してからいろいろな働き方を！」と発言され要請を終えました。

発言者と文書のみ提出者の区別を明確にしたことで玉木弁護士との進行はスムーズになりました。（内野博子）
書に（文書要請）の明記が徹底されていなかった課題が残りました。（内野博子）

《基金本部要請行動》

基金本部要請行動には、基金側3人、要請者5人（うち2人代議）、松丸弁護士、平本弁護士、支障者6人で要請いたしました。

昨年に引き続き、議員連盟から泉徳太衆議院議員がお忙しい中同席して下さり、被災者の訴えを聞かれ、基金本部には「被災者の迅速な救済」がきちんとなされる様に、また厚労省と比べ基金の進行の遅さや、認定基準を厚労省並みにする等々などを要請して頂きました。

一昨年、昨年と10年も関わったご遺族、被災者の方々が、最高裁、高裁で勝訴するという嬉しいニュースが続いている反面、10年も掛かり、また司法が認めてもまだなお控訴、上告する基金の姿勢にも大変な怒りを感じました。

今年初めての要請者が3人で、大変辛い想いを訴えられました。
全体会では松丸弁護士を中心に、「今までの判例を取り込んで、控訴、上告することなく速やかに認定する事」や「教師の専業についてその特殊性を十分考慮する事」「被災者側からも懇切丁寧に調査、聞き取りをする事」などなど、次々と課題が出され、同行した被災者、支援者も疑問点を基金側担当者に投げかけました。

例年より、丁寧に丁寧に頂いたという印象があります。「十分わかっていますすが、なかなか・・・」と行政側の苦しい姿勢も示されました。また、教師の死亡事案についての認定率は少しずつ上がって来ました。

これも毎年要請行動を続けている成果と、過労死等防止対策推進法が出来たからこそその成果だと思っております。

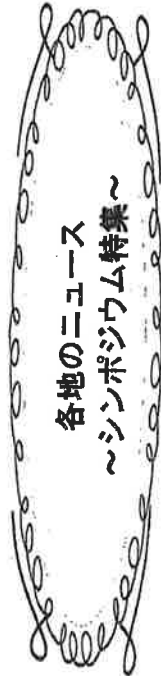
しかし認定基準の不明瞭さやハードルの高さは相変わらずで、更なる改善を求めて行かなければと思っております。

また、申請が所屬長を通さないという制度自体、見直さなくては被災者側に沿った判断は出来ないのでは、今後も粘りつよく訴えて行きたいと思っております。（工藤祥子）

《上畑鉄之丞先生を追悼して》

上畑先生御逝去の報に接し、その御生涯を思ひ哀悼の意を表します。上畑先生に初めてお会いしたのは2005年でした。夫を亡くしてまだ間もなく、涙を流してばかりの私でしたが、いつも大らかな握手で歓迎してくださり、今も残る分厚い掌の温もりは温かいお人柄が偲ばれます。仕事に關連してご自身の研究活動についてお尋ねしたことがあります。その時「とても苦しかった、本当に苦しかった」として「これからは予防だ」と静かに語られ、朗らかに明るいお人柄とのコントラストに胸打たれ、まさに血の滲むような愛護の積み重ねで道なき道を切り拓いてくださったのだと深く感銘したのをよく覚えております。あらためまして上畑先生の多大なるご貢献に感謝し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

（小林麻子）



北海道

北海道家族の会 報告

11月24日（金）（13:30~16:00）、札幌エルプラザで「過労死防止シンポジウム」が行われ約170名が参加しました。

道庁労働局が企業への参加を呼びかけたこと、平日ということもあり会社社員の人達が多数参加していました。

北大名誉教授で精神科医の上野武治先生が「精神科医の目から見た過重労働～職場復帰・社会復帰の視点から～」と題して基調講演され、長時間労働が原因でうつ病になりその時の脳の状態がどのようなものか、うつ病から職場復帰への困難さ、労災認定基準「発症前の就業時間」脳・心疾患と精神障害との比較などの内容でした。

続いて、新人看護師（34歳）の息子さんをお父さん（30歳）を喪い民事訴訟をしながら「過労死遺児交流会」にお子さん達と参加しているIさん、過労自死で息子さん（28歳）を喪ったNさんがそれぞれの思いを話しました。

NHK北海道ニュースでは、笑福亭松枝さんが演じる「過労死落語」も放映されました。（菊地悦子）



東京

東京家族の会 報告

11月8日、午前中は厚労省と基金本部に要請行動を行い、午後から東京中央の過労死防止シンポジウムが行われた。

シンポジウムでは過労死防止推進から脱議員、泉議員、高橋議員の三名が代表して登壇し、その後、厚

労省要請でも対応をした村山課長から過労死等の現状の説明、川人弁護士
の報告と続いた。パワハラ防止の基調講演、企業の事例発表の後、家
族会から5名の体験談が語られ、最後に寺西代表世話人からの挨拶で締
められた。

加藤厚大臣も「ご家族の話だけでも聞きたい」と、シンポジウムに参
加していた。後日、山井議員は厚労委員会での質疑で「亡くなられたそ
れぞれの皆様方には心よりご冥福を祈り、ご家族の方には衷心よりお悔
やみを申し上げたい」と哀悼の意を示し、「過労死をゼロにしていこう」と
基法改正案提出の意向も示した。「過労死をゼロにしていこう」という決意に矛盾しない政治を求めたい。
(木谷晋輔)



神奈川 神奈川過労死等を寄る家族の会 報告

11月2日、神奈川県過労死等防止対策推進シンポジウムが、神奈川県らしく横浜のシンボルタワー、ラ
ンドマークタワー25階にて開催されました。

当日は193名の参加者で会場は一杯でした。神奈川は、ほとんどが企業関係者です。
労働局からのご報告の後、過労死弁護団の笠原弁護士から「判例をもとにした企業責任」の講演、神
奈川の会代表工藤より「教職員の方とこれからの民間の働き方について」、そして
て横浜労災病院の山本晴義先生より、元氣いっぱい、ノンストップでの「ストレス
その日解消術」、最後には被災者お二人の大変辛い経験を伺いして、閉会しました。
神奈川は毎年全国で最初にシンポジウムを行うというポリシーもあり、12月には今
年の反省と来年の準備について話し合いを持ちました。

12月23日には、第2回家族の会の交流会を、10名全員参加で、横浜の大変景色
のよいビルでお食事頂きながら行いました。
始めましての方が2名、みなさんそれぞれの経験と共に、初めての方の方の不安なども
お伺いしたりなど、神奈川の会の皆さんの温かさをも感じました。良い時間を過ごす
ことが出来ました。(工藤祥子)

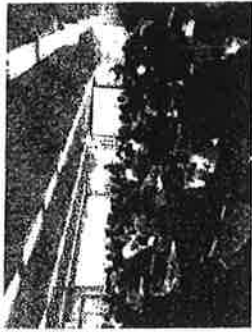


長野

長野家族の会 報告

長野シンポジウムは、11月14日(火)長野市のJAビルに於いて108名の参加者で行われました。川人
弁護士「過労死が起きる会社とは」、服部 真 氏の「産業界から見た健康な働き方」という演題で講
演があり、続いて初めて企業側からトヨタローラー南信の経営企画・働き方変革推進室長の田中英文
氏から、職場内の変革に全社員集まる会を設けるなど、法令を遵守し長時間労働をなくし、100%休日を目標
するための取り組みも10年ほど続けてきているとの報告がありました。会場内で鳥子さんの働き方を大変
心配されている方もお話しをすることができました。

猪又裁判は11月24日最高裁で、棄却されました。18
年間も闘われてきたのに余りにも納得できない結果で残念
でなりません！猪又さんから「長い間に支援有難うございま
した」との事です。小池の損害賠償裁判は、12月18日に長
野地裁伊那支部にて行われ、伊那労働基準より労災関係書類が
届き今後聴取書を基に闘い方を検討していくことになりま
した。次回は2月6日(火)の予定です。(小池雪子)



静岡

静岡家族の会の報告

静岡では11月29日に過労死防止シンポジウムを開催しました。講演者及び報告者について検討し
ましたが家族の会では報告者について3名の報告をいたしました。参加者は8名62以上の企業団体
を代表して出席があり弁護士、社労士も20名以上出席がありました。役所からも多くの出席がありま
した。

1) Kさんは労働の中でうつ病を発病し職場を退職し健康の回復に向けて苦しい中で努力をされている事
案で、うつ病にならなくていく過程が詳しく説明され、注意を訴えました。

2) 発露所での事業では明らかにサービス残業があり記録もあるのに当時労働基準はなぜその証拠を認め
なかったのか、パソコンのデータのデータなど再生できなくてわかっているのにその存在を無視して判断をしたの
か、労働基準の姿勢を強く指摘したものです。サービス残業の明らかな資料なり問題点を皆さんで関心を
持ち問題を、指摘してください。

3) 障害者雇用の枠で入社した18歳で過労自死した事業では障害者がその特性に雇用者が十分に理解し
なければならぬ事、障害者雇用労働の安全に警鐘を鳴らす事業です。ぜひ注目して障害者の雇用上の
注意や安全対策、配慮の方法などについて文書研究をよろしくお願いたします。

静岡では今回15カ所にパンフレットやポスターを掲示をお願いいたしました。そのうえでもう少し丁寧な
感じたいことは次回ももっと多くの事業所に送るべきだと感じました。そのうえでもう少し丁寧な
災害発生時のメカニズムや事例のポイントを把握しての発表を考慮すべきだと感じました。併せて時間が
短すぎて発表が十分にできないなどの発言や問題に対する提案や議論の時間も必要ではないかと感じま
した。(尾崎正典)

山梨

山梨家族の会 報告

2017年11月12日、2か月に一回の家族の会例会が開かれ7名が参加しました。T 豊力・A Tさんモラ
ルハラメント裁判やN通信のN・Nさん突然死裁判などならんで、H・Yさん小学校教諭の犬咬み
裁判、それにO・Mさん再発休業補償裁判など、7つの裁判をしている現状を反映して、大いに盛り上り
ました。

なかでも新加入のN・Tさんは、労働契約法にもとづく解雇事件で、その後、くわしい聞き取り調査を
おこないました。来春、1月14日の再会を約して歓迎しました。(塚坂忠史)



愛知

名古屋家族の会報告

名古屋家族会としては、この時期はとも活動が多い時期でした。全国ニュースや総会費料の印刷を始め、厚労省要請のとりまとめ、全国家族会会計監査、各地シンポジウム。何とか終えてホッとしています。

11月8日の統一行動は、名古屋からは4名の原稿を出させていただきました。内訳は基金会の方は6市役所の1さん、厚労省の方は電力関係のYさん、文書のみで住宅関係の0さん、土木関係のSさん（兄の代掌）です。ありがとうございました。

翌9日の全国家族会総会には、会計の杉林和子さん、立会人の鈴木美穂さん、厚労省要請報告として内野が参加しました。

愛知のシンポジウムは11月28日に国際センターで行いました。日本福祉大の山崎喜比古教授の講演や落語、0さんの遺族発言などとても良く、200人近く参加がありました。

11月30日は加野青果パワハラ自死の民事裁判控訴審の判決がありました。予想以上の逆転全面勝訴で、本人過失をほぼ認めず、会社とパワハラをした上司2人に賠償を認めました。強い叱責は不法行為で、因果関係も予見可能性も認められ、長時間残業がなくともパワハラによる心理的負荷で亡くなることを認めた判決でした。娘のAさんを21才で亡くされたご両親は大変無念ですが、この判決は納得されている良かったです。しかし、会社の方は上告しましたので、あと少しご支援をお願いします。

最後に、T土木のSさんは右半身マヒ、言語障がいをおして10月2日に証人尋問を頑張られました。旦那さんの無念を話したくても話せない、そんな気持ちを裁判官が汲んでくれる事を期待して、4月11日の判決を迎えたいと思います。（内野博子）



京都

2017年度 京都過労死シンポジウムに参加して

京都の過労死シンポジウムは、11月17日に行われ、110名超の参加がありました。

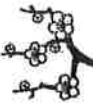
寺西さんの講演は、私の夫が亡くなる以前の活動もたくさんあること、最近の世の中の大きい動きなど、自分の身に起きた事件が社会と密接にかかわっているのとわかりました。たくさんの同じ思いをされた方の運動や行動によって私の労災の認定が得られたことを思い、感謝の気持ちをもちました。

過労死発語は、初めてみました。面白い発想だと思いました。

遺族の話は、今回は子どもから見た親の過労死というもので、母親としてとても考えさせられるものでした。労災申請・裁判などで、不安定になる家族の毎日の中で成長されたことを思いました。

子どももの幸さに向き合うのはとても難しいです。けれど、しっかりと話されるお二人の姿に勇気づけられました。殊なされた配偶者は、亡くなった夫や妻を助けられなかった後悔と、子ども達にさみしい思いをさせた申し訳なさと共に生きていかなければなりません。

過労死をなくしてもらいたいと、年々想いは深くなっていきます。（後室晴世）



大阪

大阪家族の会 報告

11月2日、JR大阪駅近くのグランフロント大阪、コングレコベンションセンターにおいて大阪での過労死等防止啓発シンポジウムが行われました。

参加者は、485名で、その中でも企業からの参加者が8割を超える参加でした。大阪労働局労働基準部長の挨拶で始まり、「大阪労働局の過労死防止の取組」報告がありました。基調講演は「過労死とハラスメント」報告があり、滋賀大学名誉教授・大和田政太氏と、「過労死防止と題し滋賀大学名誉教授・森岡孝二先生がご講演くださいました。その後、4人の過労死遺族から大切な家族がいかに厳しい働き方やハラスメントを受け過労死に至ったかについて語りました。私達のような悲しい思いをすする遺族がいなくなすることを強く願い、今こそ国の責任において、あらゆる面から過労死をなくす施策が求められていると訴えられました。最後に松丸正弁護士の開会挨拶により幕を閉じました。（小池江利）



兵庫

ゆるキャラとともに過労死ゼロを！兵庫シンポジウム

11月17日、兵庫労働局・兵庫県・神戸市・県社労士会・連合・労運・労働安全センター・弁護士会等と共に6月から過労死等防止兵庫センターが中心となり取り組んできました。過労死等防止対策推進シンポジウムが、約300名参加で成功裏に終了しました。精神医学博士天笠崇先生の力の入った基調講演「過労自殺を防ぎ働く人の命を守ろう」、労働局の意気込みあふれる報告、西芝電機株式会社と労働組合による長時間労働削減の改善事例報告、啓発授業校で取材した大学生の声、兵庫家族会から遺族・当事者等四名の声、フォーキングガン一本下徹さんの「ぼくの夢



（マー君の詩）」ギター弾き語りや優しい語りあふれる歌、すべて貴重なプログラムでした。多くの方が目を輝かせておられました。それぞれの心に響いたものがあつたことと思います。「過労死をゼロにし健康で充実して働き続けることのできる社会へ」繋がっていくことを願っています。兵庫県はばタン、神戸市かもめん、弁護士会ヒマリオン、ゆるキャラたちと共に、取り組んできた団体皆で、県民の皆さんへ街頭宣伝しました。（西垣進世）





四国

四国過労死等を考える家族の会

皆さんこんにちは、四国の家族の会です。11月1日に設立し5名で活動を開始しました。各地シンポジウム

責任者	参加者数	遺族発言	当事者発言
愛媛 大学教授	約60名	有(四国)	有(四国)
徳島 弁護士	約60名	有(四国)	有(徳島)
香川 弁護士	約60名	有(四国)	有(香川)
高知 弁護士	約30名	有(兵庫)	

全体の感想としては、各地責任者の思惑で開催しており会場により温度差があった。屋間開催ということで昨年度より参加者数が少なかった。

来年度については、計画段階より参画し、遺族発言の時間、スケジュール、発言者について積極的に関わっていただければと思います。

他の活動としては、下記のような地道な活動を行っています。

徳島 係争中2案件のサポート

高知 遺族の会への参加による情宣活動

愛媛 遺族の会への参加による情宣活動 県へ団体としてのボランティア登録

NPOtel 相談者養成講座受講 大学での過労死防止啓発授業 当事者相談 (久保直純)



東九州

東九州過労死等を考える家族の会 報告

東九州家族会からは、宮崎県と大分県のシンポジウムについてご報告いたします。

11月17日に行われた宮崎シンポジウムでは、近年問題になっている若者の過労死を検証する企画を立て、県内の若者の労働実態を知るために、10月にプレシンポジウムを開催した上で、11月の本番に臨みました。宮崎過労死弁護団からは、「県内でも増え続ける過労死、ワタミ過労死事件を担当された玉木一成弁護士からは、「若者を死へと追い詰めた企業とその責任」、と題してそれぞれお話ししていただき、大分の野本幸治さんには、S.E.をされていたお嬢様の死に至るまでの壮絶な労働実態と家族の苦悩をお話していただきました。

大分シンポジウムは11月25日に開催され、170名を超す

参加者で会場は満員でした。

川人博弁護士による「過労死のない社会を」と題する基調講演から始まり、高橋幸美さんと、宮崎の遺族による体験談発表、大分の行政からの報告など盛り沢山の内容でした。

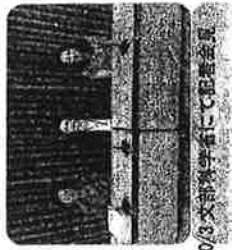
大分の特徴として、大分労働局が中心となって、シンポジウムが企画され、行政の関係者や企業の労働担当者に積極的に参加を要請していただけたことが挙げられます。本来、主催者側がこうした活動をされることこそ望ましい形であると思うので、大分モデルが全国に広まることを期待したいと思います。(桐木弘子)



(桐木弘子)

【主な活動報告】

- 9月29日～9月30日 過労死弁護団全国連絡会議総会
- 10月2日 第72号全国家族の会ニュース発行
- 10月3日 文部科学省へ「中教審への要望書」提出および記者会見
- 10月21日 「福岡過労死等を考える家族の会」結成総会
- 10月26日 第9回過労死等防止対策推進協議会
- 11月1日 「四国過労死等を考える家族の会」結成総会
- 11月8日 「全国家族の会」統一行動：要請行動・啓発シンポジウム
- 11月9日 「全国家族の会」総会
- 11月10日 労働弁護団60周年記念総会
- 11月15日 「過労死等防止について考える議員連盟」総会
- 12月7日 日比谷公園野外音楽堂集會



10/3 文部科学省にて記者会見



10/21 福岡家族の会結成総会



11/1 四国家族の会結成総会

【当面の活動予定】

- 1月20日(土) 10:30～12:30 全国家族の会世話人会
- 13:30～16:30 過労死防止全国センター幹事
- 16:30～18:00 過労死防止学会幹事会

【編集後記】

今回から前任者の工藤祥子さんの後を引きついで、全国ニュースの編集をすることになった東九州家族会の野本幸治と申します。東九州家族会は発足後1年で、家族会のことも全国ニュースのことも少しづつ勉強させてもらっている状況です。いろいろ至らないことがあるかと思いますが、今後ともよろしくお願ひします。(ニュース編集担当 野本幸治)

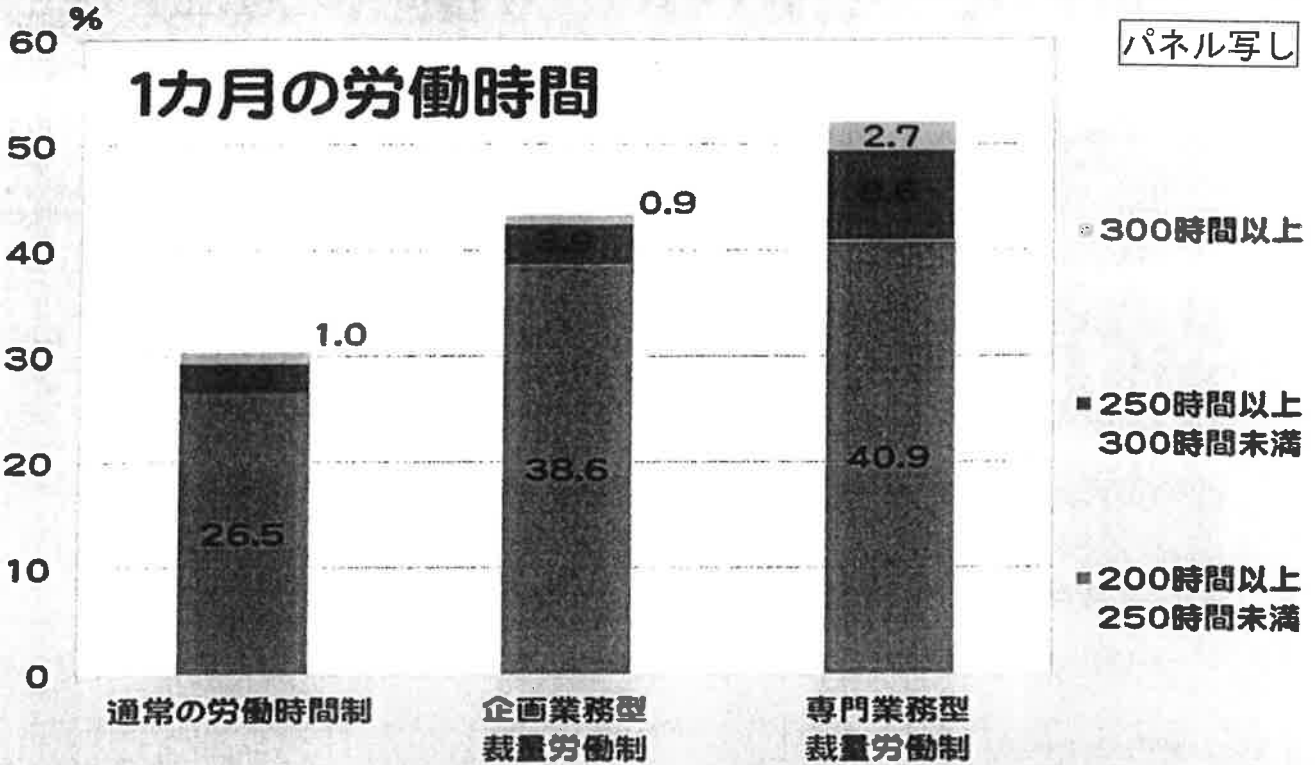
【次回予定】

- 全国ニュース発行 4月(予定)
- 全国世話人会開催 2018年9月1日(予定)

【カンパのお願ひ】 家族の会は皆様からのカンパで活動しています。ご協力を宜しくお願い致します。

ゆうちよ銀行 店名 〇五八 (ゼロゴハチ) 店番 058
 預金種目 普通預金 口座番号 3713219
 口座名義 全国家族の会 (ゼンコク カゾケノカイ)

裁量労働制の方が労働時間が長い



出典：裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果労働者調査結果（労働政策研究・研修機構2014年5月30日）より山井和則事務所作成

専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布

		10時間以下計: 68.1%	10時間以下計: 68.3%	12時間超計: 45.2%	12時間超計: 8.8%												
		合計	平均 (時間分)	7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超16時間以下	16時間超17時間以下	17時間超18時間以下	18時間超	単位: %
専門業務型裁量労働制	最長の者	100.0	12:38	7.3	3.5	3.2	8.3	8.9	15.5	12.3	12.0	6.7	5.4	5.8	2.7	8.5	
	平均的な者	100.0	9:20	9.9	13.6	21.7	23.1	12.6	8.4	4.6	2.7	1.7	0.8	0.3	-	0.5	
企画業務型裁量労働制	最長の者	100.0	11:42	7.6	2.4	4.3	10.7	13.0	16.8	16.4	11.7	7.2	2.2	2.8	1.8	3.1	
	平均的な者	100.0	9:16	8.3	10.8	23.8	25.2	13.8	9.1	5.4	2.0	0.7	-	0.5	0.1	0.1	
一般労働者	最長の者	100.0	11:11	-	-	-	40.2	15.2	15.5	11.0	6.5	3.7	3.5	1.4	0.9	2.0	
	平均的な者	100.0	9:37	-	-	-	71.6	12.8	7.7	3.7	1.5	0.7	1.0	0.4	0.2	0.4	

12時間超計: 29.0% 12時間超計: 7.9%

(注1) 表は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示したもの。
 (注2) 最長の者：調査対象期間における労働時間が最長の者のこと
 平均的な者：調査対象期間における労働時間が平均的な者のこと
 (注3) 一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない。

パネル写し